

私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（抜粋）

参考資料2. SDGsのターゲット・インディケーター（指標）の一覧

以下に SDGs の 169 のターゲットと国連統計委員会が提案している 232 の指標（2017 年 11 月時点）の一覧を示します。

232 の指標については、国連統計委員会において今もなお実用性に関する検証と議論が進められており、今後も内容に変更が生じる可能性があります。

表1 SDGsの169のターゲット²⁴

ゴール番号		ターゲット番号 No.	ターゲット No. (ゴール番号対応)
		ターゲット	
①貧困	1	1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	2	1.2	2030 年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
	3	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	4	1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。
	5	1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	6	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
	7	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
	8	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	9	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	10	2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	11	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
	12	2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ公平な配分を促進する。
	13	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
	14	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
	15	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。
③保健	16	3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
	17	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	18	3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び頑固られない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	19	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

²⁴ 和訳参照：[総務省、持続可能な開発目標(SDGs) 指標仮訳、2017]

			薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	20	3.5	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	21	3.6	2030 年までに、家族計画・情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	22	3.7	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。
	23	3.8	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	24	3.9	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	25	3.a	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使其する開発途上国の権利を確約したものである。
	26	3.b	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
	27	3.c	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
	28	3.d	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
④教 育	4	29	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び 就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようとする。
		30	2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようとする。
		31	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
		32	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようとする。
		33	2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようとする。
		34	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようとする。
		35	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようとする。
		36	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
		37	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力を通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
⑤ジ エ ン ダ ー	5	39	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
		40	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
		41	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
		42	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
		43	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
		44	国際人口・開発会議 (ICPD) の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
		45	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
		46	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
		47	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
⑥水 、 衛 生	6	48	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衛生的なアクセスを達成する。
		49	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
		50	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
		51	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
		52	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
		53	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帶水層、湖沼を含む水に連絡する生態系の保護・回復を行う。

(7) エネルギー

	54	6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	55	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7	56	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギー・サービスへの普遍的アクセスを確保する。
	57	7.2	2030 年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	58	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	59	7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	60	7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
(8) 成長・雇用	61	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を維持させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ。
	62	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	63	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	64	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	65	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	66	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	67	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	68	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	69	8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・商品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	70	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	71	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF) などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	72	8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
(9) い／べ／＼シヨン	73	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	74	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	75	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	76	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各自の能力に応じた取組を行う。
	77	9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる。
	78	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
	79	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	80	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
(10) 不平等	81	10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
	82	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	83	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	84	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	85	10.5	世界金融市场と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	86	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国への参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
	87	10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

	88	10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
	89	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	90	10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
(11)都市	11	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	92	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	93	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	94	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	95	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	96	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	97	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	98	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	99	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な灾害リスク管理の策定と実施を行う。
	100	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエンス）な建造物の整備を支援する。
(12)生産、消費	12	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
	102	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	103	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	104	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
	105	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	106	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	107	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	108	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	109	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	110	12.b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
(13)気候変動	111	12.c	開発途上国に特徴的なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各國の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
	112	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	113	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	114	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
(14)海洋資源	115	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国にニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で动员するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	116	13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
	117	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	118	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	119	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸化の影響を最小限化し、対処する。
	120	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

	121	14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
	122	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
	123	14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	124	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	125	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	126	14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
(15) 陸上資源	15	127	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
		128	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
		129	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
		130	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
		131	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
		132	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
		133	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
(16) 平和	16	134	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
		135	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
		136	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
		137	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
		138	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
		139	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
		140	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
(17) 実施手段	17	141	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
		142	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
		143	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
		144	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
		145	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
		146	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国への参加を拡大・強化する。・
		147	2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
		148	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
		149	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
		150	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
	151	17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
		152	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
		153	複数の財源から、開発途上国のために追加的資金源を動員する。
		154	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
		155	後発開発途上国ための投資促進枠組みを導入及び実施する。
		156	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

157	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
158	17.8	2017 年までに、後発開発途上国そのための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
159	17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぶった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
160	17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的ルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
161	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
162	17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
163	17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
164	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
165	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各國の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
166	17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
167	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
168	17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
169	17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

表2 SDGs の約 230 のインディケーター(指標)²⁵

ゴール番号	指標通し No.	指標 No. (ゴール番号対応)	指標
①貧困	1 1	1.1.1	国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市/地方）別）
	2	1.2.1	各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別）
	3	1.2.2	各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合（全年齢）
	4	1.3.1	社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）
	5	1.4.1	基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合
	6	1.4.2	土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有し又土地の権利が安全であると認識している全成人の割合（性別、保有の種類別）
	7	1.5.1	10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
	8	1.5.2	グローバル GDP に関する災害による直接的経済損失
	9	1.5.3	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を探査し実行している国の数
	10	1.5.4	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を探査し実行している地方政府の割合
	11	1.a.1	政府によって貧困削減計画に直接割り当てられた国内で生み出された資源の割合
	12	1.a.2	全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合（教育、健康、及び社会的な保護）
	13	1.a.3	貧困削減計画に直接割り当てられた助成金及び非譲渡債権の割合（GDP 比）
	14	1.b.1	女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資
②飢餓	2 15	2.1.1	栄養不足蔓延率 (PoU)
	16	2.1.2	食料不安の経験尺度 (FIES) に基づく、中程度又は重度な食料供給不足の蔓延度
	17	2.2.1	5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度 (WHO 子供の成長基準の中央値から-2SD 未満の年齢に対する身長)
	18	2.2.2	5歳未満の子供の栄養失調の蔓延度 (WHO 子供の成長基準の中央値から+2SD より大きいか又は 2SD 未満の身長に対する体重) (タイプ (衰弱、過体重) 別に詳細集計)
	19	2.3.1	農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額
	20	2.3.2	小規模食料生産者の平均的な収入（性別、先住民・非先住民の別）
	21	2.4.1	生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合
	22	2.5.1	中期又は長期保存施設に確保されている食物及び農業のための動植物の遺伝資源の数
	23	2.5.2	絶滅の危機にある、絶滅の危機にはない、又は、不明というレベルごとに分類された在来種の割合
	24	2.a.1	政府支出における農業指向指数
	25	2.s.2	農業部門への公的支援の全体的な流れ (ODA 及び他の公的支援の流れ)
	26	2.b.1	農業輸出補助金
	27	2.c.1	食料価格の変動指数 (IFPA)
	28	3.1.1	妊娠婦死亡率
③保健	3 29	3.1.2	専門技能者の立会いの下での出産の割合
	30	3.2.1	5歳未満児死亡率
	31	3.2.2	新生児死亡率
	32	3.3.1	非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数（性別、年齢及び主要層別）
	33	3.3.2	100,000 人当たりの結核感染者数
	34	3.3.3	1,000 人当たりのマラリア感染者数
	35	3.3.4	10万人当たりのB型肝炎感染者数
	36	3.3.5	「頗みられない熱帯病」(NTDs) に対して介入を必要としている人々の数に対して介入を必要としている人々の数
	37	3.4.1	心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率
	38	3.4.2	自殺率
	39	3.5.1	薬物使用による障害のための治療介入（薬理学的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス）の適用範囲
	40	3.5.2	1年間（曆年）の純アルコール量における、(15歳以上の) 1人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用 (I)
	41	3.6.1	道路交通事故による死亡率
	42	3.7.1	近代的手法に立脚した家族計画のためのニーズを有する出産可能年齢（15～49歳）にある女性の割合
	43	3.7.2	女性 1000 人当たりの青年期（10～14歳；15～19歳）の出生率
	44	3.8.1	必要不可欠の公共医療サービスの適応範囲（一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、伝染病、非伝染病、サービス能力とアクセスを含むトレーサー介入を基とする必要不可欠なサービスの平均的適応範囲と定義されたもの）
	45	3.8.2	家計収支に占める健康関連支出が大きい人口の割合
	46	3.9.1	家庭内及び外部の大気汚染による死亡率

²⁵ 和訳参照: [総務省, 2017]

3	47	3.9.2	不衛生な水、不衛生な施設及び衛生知識不足（全ての人のための安全な上下水道と衛生（WASH）サービスが得られない環境に晒されている）による死亡率
48	3.9.3	意図的ではない汚染による死亡率	
49	3.a.1	15歳以上の現在の喫煙率（年齢調整されたもの）	
50	3.b.1	各国ごとの国家計画に含まれる全ての薬によってカバーされているターゲット人口の割合	
51	3.b.2	薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値	
52	3.b.3	必須である薬が、入手可能かつ持続可能な基準で余裕がある健康施設の割合	
53	3.c.1	医療従事者の密度と分布	
54	3.d.1	国際保健規則（IHR）キャパシティと衛生緊急対策	
4	55	4.1.1	(i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合（性別ごと） (a)2~3年学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時
56	4.2.1	健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子供の割合（性別ごと）	
57	4.2.2	（小学校に入学する年齢より1年前の時点）で体系的な学習に参加している者の割合（性別ごと）	
58	4.3.1	過去12か月にフォーマル及びノンフォーマルな教育や訓練に参加している若者又は成人の割合（性別ごと）	
59	4.4.1	ICTスキルを有する若者や成人の割合（スキルのタイプ別）	
60	4.5.1	詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指標のための、パリティ指數（女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、その他障害状況、先住民、利用可能になるデータとして議論されたもの等）	
61	4.6.1	実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合（性別ごと）	
62	4.7.1	ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各國の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル	
63	4.a.1	以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場（WASH指標の定義別）	
64	4.b.1	奨学金のためのODAフローの量（部門と研究タイプ別）	
65	4.c.1	各國における適切なレベルでの教育を行うために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研修（例：教授法研修）を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合	
5	66	5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか	
67	5.2.1	これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）	
68	5.2.2	過去12カ月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）	
69	5.3.1	15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20~24歳の女性の割合	
70	5.3.2	女性性器切除を受けた15~49歳の少女や女性の割合（年齢別）	
71	5.4.1	無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別）	
72	5.5.1	国会及び地方議会において女性が占める議席の割合	
73	5.5.2	管理職に占める女性の割合	
74	5.6.1	性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳~49歳の女性の割合	
75	5.6.2	15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国々の数	
76	5.a.1	(a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合（性別ごと） (b)農地所有者又は権利者における女性の割合（所有条件別）	
77	5.a.2	土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国々の割合	
78	5.b.1	携帯電話を所有する個人の割合（性別ごと）	
79	5.c.1	ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国々の割合	
6	80	6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合	
81	6.2.1	石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合	
82	6.3.1	安全に処理された廃水の割合	
83	6.3.2	良好な水質を持つ水域の割合	
84	6.4.1	水の利用効率の経時変化	
85	6.4.2	水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合	
86	6.5.1	統合水資源管理（IWRM）実施の度合い（0-100）	
87	6.5.2	水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合	
88	6.6.1	水関連生態系範囲の経時変化	
89	6.a.1	政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量	
90	6.b.1	上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合	
7	91	7.1.1 電気を受電可能な人口比率	

	92	7.1.2	クリーンな燃料や技術に依存している人口比率
	93	7.2.1	最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率
7	94	7.3.1	一次エネルギー及び GDP 単位当たりのエネルギー強度
	95	7.a.1	クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー
	96	7.b.1	持続可能なサービスへのインフラや技術のための財源移行における GDP に占めるエネルギー効率への投資(%) 及び海外直接投資の総量
8	97	8.1.1	一人当たりの実質 GDP の年間成長率
	98	8.2.1	労働者一人当たりの実質 GDP の年間成長率
	99	8.3.1	農業以外におけるインフォーマル雇用の割合（性別ごと）
	100	8.4.1	マテリアルフットプリント (MF) 及び一人当たり、GDP 当たりの MF
	101	8.4.2	国内総物質消費量 (DMC) 及び1人当たり、GDP 当たりの DMC
	102	8.5.1	女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）
	103	8.5.2	失業率（性別、年齢、障害者別）
	104	8.6.1	就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15~24 歳の若者の割合
	105	8.7.1	児童労働者（5~17 歳）の割合と数（性別、年齢別）
	106	8.8.1	致命的及び非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別）
	107	8.8.2	国際労働機関 (ILO) 原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）
	108	8.9.1	全 GDP 及び GDP 成長率に占める割合としての観光業の直接 GDP
	109	8.9.2	全観光業における従業員数に占める持続可能な観光業の従業員数の割合
	110	8.10.1	成人 10 万人当たりの市中銀行の支店及び ATM 数
	111	8.10.2	銀行や他の金融機関に口座を持つ、またはモバイルマネーサービスを利用する（15 歳以上の）成人の割合
	112	8.a.1	貿易のための援助に対するコミットメントや支出
	113	8.b.1	国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無
9	114	9.1.1	全季節利用可能な道路の 2km 圏内に住んでいる地方の人口の割合
	115	9.1.2	旅客と貨物量（交通手段別）
	116	9.2.1	一人当たり並びに GDP に占める製造業の付加価値の割合
	117	9.2.2	全労働者数に占める製造業労働者数の割合
	118	9.3.1	製造業の合計付加価値のうち小規模製造業の占める割合
	119	9.3.2	ローン又は与信限度額が設定された小規模製造業の割合
	120	9.4.1	付加価値の単位当たりの CO2 排出量
	121	9.5.1	GDP に占める研究開発への支出
	122	9.5.2	100 万人当たりの研究者（フルタイム相当）
	123	9.a.1	インフラへの公的国際支援の総額（ODA その他公的フロー）
	124	9.b.1	全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合
	125	9.c.1	モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別）
10	126	10.1.1	1 人当たりの家計支出又は所得の成長率（人口の下位 40% のもの、総人口のもの）
	127	10.2.1	中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）
	128	10.3.1	過去 12 か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合
	129	10.4.1	GDP の労働分配率（賃金と社会保障給付）
	130	10.5.1	金融健全性指標
	131	10.6.1	国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
	132	10.7.1	移住先の国における年収に対する労働者の採用において発生した費用の割合
	133	10.7.2	十分に管理された移民政策を実施している国の数
	134	10.a.1	ゼロ関税の後開発途上国及び開発途上国からの輸入に対し課した関税ラインの割合
	135	10.b.1	開発のためのリソースフローの総額（受援国及び援助国、フローの流れ（例：ODA、外国直接投資、その他）別）
	136	10.c.1	経送金額の割合に占める送金コスト
11	137	11.1.1	スラム、非正規の居住や不適切な住宅に居住する都市人口の割合
	138	11.2.1	公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）
	139	11.3.1	人口増加率と土地利用率の比率
	140	11.3.2	定期的かつ民主的に行われている都市計画及び管理において、市民社会構造に直接参加できる都市の割合
	141	11.4.1	全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（公的部門、民間部門）（遺産のタイプ別（文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの）、政府レベル別（国、地域、地方、市）、支出タイプ別（營業費、投資）、民間資金のタイプ別（寄付、非常利部門、後援））
	142	11.5.1	10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
	143	11.5.2	災害によって起った、グローバルな GDP に関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断の件数
	144	11.6.1	都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合
	145	11.6.2	都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの）
	146	11.7.1	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）
	147	11.7.2	過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）

	148	II.a.1	人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別）
11	149	II.b.1	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国数
	150	II.b.2	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
	151	II.c.1	現地の資材を用いた、持続可能で強靭（レジリエント）で資源が効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後開発途上国への財政援助の割合
(12) 生産・消費	12	152	持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとして SCP が組み込まれている国数
		153	マテリアルフットプリント（MF）及び一人当たり、GDP 当たりの MF
		154	国内総物質消費量(DMC)及び1人当たり、GDP 当たりの DMC
		155	グローバル食品ロス指數（GFLI）
		156	有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供（報告）の義務を果たしている締約国の数
		157	有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合（処理手法ごと）
		158	各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数
		159	持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
		160	持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国数
		161	気候変動教育を含む、(i) 地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a) 各国の教育政策、(b) カリキュラム、(c) 教師の教育、及び (d) 児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
		162	持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のための研究開発に係る開発途上国への支援総計
		163	承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数
		164	GDP（生産及び消費）の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金
	13	165	10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
(13) 気候変動		166	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国数
		167	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
		168	気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靭性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画（国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む）の確立又は運用を報告している国数
		169	緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国数
		170	適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個々人における能力構築の強化や開発行動を報告している国数
		171	2020-2025 年間に 1000 億 US ドルコミットメントを実現するために必要となる 1 年当たりに投資される総 US ドル
		172	女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後開発途上国や小島嶼開発途上国との数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額
	14	173	沿岸富栄養化指数（ICEP）及び浮遊プラスチックごみの密度
(14) 海洋資源		174	生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的な経済水域の割合
		175	承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度（pH）の平均値
		176	生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合
		177	海域に関する保護領域の範囲
		178	IUU 漁業（Illegal（違法）・Unreported（無報告）・Unregulated（無規制））と対峙することを目的としている国際的な手段を実施する中における各國の進捗状況
		179	小島嶼開発途上国、後開発途上国及び全ての国々の GDP に占める持続可能な漁業の割合
		180	総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当られた研究予算の割合
		181	小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的/規制/政策/機関の枠組みの適応についての各國の進捗
		182	海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関の枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国数
	15	183	土地全体に対する森林の割合
(15) 陸上資源		184	陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別）
		185	持続可能な森林管理における進捗
		186	土地全体のうち劣化した土地の割合
		187	山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲
		188	山地グリーンカバー指数
		189	レッドリスト指數
		190	利益の公正かつ平衡な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国数
		191	密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合
		192	外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国数
		193	生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標の目標 2 に従って設定された国内目標に対する進捗
		194	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出
		195	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出

⑯ 平 和	196	15.c.1	密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合
	16	197	16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別）
	16	198	16.1.2 10万人当たりの紛争関連の死者の数（性別、年齢、原因別）
		199	16.1.3 過去12か月における身体的、精神的又は性的暴力を受けた人口の割合
		200	16.1.4 自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合
		201	16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合
		202	16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）
		203	16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18～29歳の若年女性及び男性の割合
		204	16.3.1 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合
		205	16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合
		206	16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額（USドル）
		207	16.4.2 國際基準及び手段に従って、適格な権威によって突き止められた、もしくは確立された違法な起源もしくは文脈によって捕らえられ、発見されもしくは引き渡された武器
		208	16.5.1 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合
		209	16.5.2 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合
		210	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出（部門別、（予算別又は類似の分類別））
		211	16.6.2 最近公的サービスを使用し満足した人の割合
		212	16.7.1 国全体と比較して、公的機関（国及び地方議会、行政事務、司法）におけるポジション（性別、年齢別、障害者別、人口グループ別）の割合
		213	16.7.2 意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人の割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別）
		214	16.8.1 國際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
		215	16.9.1 行政機関に出生登録された5歳以下の子供の数（年齢別）
		216	16.10.1 過去12か月間に殺人、誘拐、強制された失踪、任意による勾留、ジャーナリスト、メディア関係者、労働組合及び人権活動家の拷問について立証された事例の数
		217	16.10.2 情報への公共アクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国数
		218	16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国立人権機関の存在の有無
		219	16.b.1 過去12か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合
⑰ 実 施 手 段	17	220	17.1.1 GDPに占める政府歳入合計の割合（収入源別）
		221	17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合
		222	17.2.1 OECD/DACによる寄与のGNIに占める純ODA総額及び後発開発途上国を対象にした額
		223	17.3.1 海外直接投資（FDI）、ODA及び南南協力の国内総予算に占める割合
		224	17.3.2 GDP総額に占める送金額（USドル）
		225	17.4.1 財及びサービスの輸出額に占める債務額
		226	17.5.1 後発開発途上国ための投資促進枠組みを導入及び実施している国数
		227	17.6.1 各国間における科学技術協力協定及び計画の数（協力形態別）
		228	17.6.2 100人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数（回線速度別）
		229	17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国ための承認された基金の総額
		230	17.8.1 インターネットを使用している個人の割合
		231	17.9.1 開発途上国にコミットした資金及び技術援助（南北、南南及び三角協力）のドル額
		232	17.10.1 世界中で加重された関税額の平均
		233	17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合
		234	17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の平均
		235	17.13.1 マクロ経済ダッシュボード
		236	17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国数
		237	17.15.1 開発協力提供者による国有の結果枠組み及び計画ツールの利用範囲
		238	17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国数
		239	17.17.1 官民、市民社会のパートナーシップにコミットしたUSドルの総額
		240	17.18.1 公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各レベルで完全に詳細集計されて作成されたSDG指標の割合
		241	17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国数
		242	17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国数（資金源別）
		243	17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額
		244	a) 少なくとも過去10年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b) 出生届が100%登録され、死亡届が80%登録された国の割合

※2017年12月現在、指標数は232となっている。しかし、指標の中には、複数のゴールの進捗状況を管理するために重複して利用されるものが含まれるため、指標の通し番号は244までとなっている。

参考資料3. SDGs グローバルインディケーター（指標）のローカライズの事例

国連統計局が提案している約230のグローバルインディケーターのうち、日本の自治体が利用可能な形にローカライズした指標の例を以下に示します。なお、以下に示す指標リストは暫定的なもので、今後も引き続き、データの収集可能性や指標の有効性に関して精査し、ブラッシュアップを図る必要があります。その点にご留意ください。LI (Localized Indicator)

表1 自治体のSDGs取組度を測るためのローカライズ指標の事例²⁶：
ゴール11について

ゴール	ターゲット	インディケーター	ローカライズ指標 (LI)	データソース
11. 包括的で安心かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および障害居住を実現する	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的なサービスへのアクセスを確保し、スマートを改善する。	11.1.1 スラム、非正規の居住や不適切な住宅に居住する都市人口の割合	LI 11.1.1 ホームレス割合	厚生労働省社会・援護局「ホームレスの実態に関する全国調査結果について」
	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）	LI 11.2.1 15歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人口割合	総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査」
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	11.3.1 人口増減率と土地利用率の比率	LI 11.3.1.1 人口増減	総務省統計局「国勢調査」
			LI 11.3.1.2 人口自然増減	厚生労働省「被保護者調査」
			LI 11.3.1.3 人口社会増減	総務省統計局「国勢調査」
			LI 11.3.1.4 市街化調整区域面積割合	国土交通省「都市計画現況調査」
			LI 11.3.1.5 市街化調整区域内人口割合	国土交通省「都市計画現況調査」
		11.3.2 定期的かつ民主的に行われている都市計画及び管理において、市民社会構造に直接参加できる都市の割合	LI 11.3.2 住民参加型まちづくり条例の策定有無	(一財) 地方自治研究機構「法制執務支援システム（例規データベース）」
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（公的部門、民間部門）（遺産のタイプ別（文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの）、政府レベル別（国、地域、地方、市）、支出タイプ別（營業費、投資）、民間資金のタイプ別（寄付、非営利部門、後援））	LI 11.4.1 平均文化財保存事業費（補助金の交付額）	文化庁「文化財等補助金等」

²⁶ 参考文献 [茂手木大貴, 2018]

11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	11.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	LI 11.5.1	災害等の自然外因による死者割合	厚生労働省 「人口動態統計」
	11.5.2 災害によって起った、グローバルな GDP に関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害及び基本サービスの中止の件数	LI 11.5.2	災害復旧費割合	総務省統計局 「市町村別決算状況調査」
11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11.6.1 都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合	LI 11.6.1	廃棄物の最終収集割合	環境省 「廃棄物処理技術情報」
	11.6.2 都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの）	LI 11.6.2.1	微小粒子状物質 (PM2.5) 年平均値 (µg/m³)	独立行政法人国 立環境研究所 「環境 GIS」
		LI 11.6.2.2	光化学オキシダント (Ox) 濃度の毎時 1 時間値が 0.12ppm 以上であった日数	
		LI 11.6.2.3	窒素酸化物 (NOx) 年平均値 (ppm)	
		LI 11.6.2.4	二酸化硫黄 (SO2) 年平均値 (ppm)	
11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）	LI 11.7.1.1	面積当たりの図書館数、公民館数	総務省統計局 「市区町村のすがた」
		LI 11.7.1.2	面積当たりの図書館延面積、公民館面積	
		LI 11.7.1.3	人口当たりの公園数	総務省 「公共施設状況調査年比較表」
		LI 11.7.1.4	人口当たりの公園面積	
		LI 11.7.1.5	面積当たりの公園面積	
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	11.a.1 人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別）	LI 11.a.1	指標候補を調査中	
11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	11.b.1 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国数	11.b.1 11.b.2 11.c.1	地域防災計画の策定有無	総務省消防庁 「地方防災行政の現状」
11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靭（レジリエント）で資源が効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合			